



平成 25 年 5 月 10 日

各 位

会 社 名 OMソーラー株式会社
代表者名 代表取締役 飯田 祥久
(コード番号・2401)

問合せ先
役職・氏名 取締役事業管理部長 阿久津 弘行
電 話 053-488-1553

定款の一部変更のお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、定款の一部変更に関し、平成 25 年 6 月 14 日開催予定の定時株主総会におきまして、下記のとおり付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

平成 24 年 9 月 21 日付をもって、当社 A 種優先株式の全部を消却したことに伴い、A 種優先株式の発行可能株式総数と、A 種優先株式に関する条文を削除するため、以下のとおり所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第 2 章 株 式	第 2 章 株 式
(発行可能株式総数)	(発行可能株式総数)
第 6 条 当社の発行可能株式総数は、 <u>12,000 株とし、このうち 11,000 株は普通株式、1,000 株は優先株式とする。</u>	第 6 条 当社の発行可能株式総数は、 <u>12,000 株とする。</u>
(中 略)	(中 略)
第 2 章の 2 A 種優先株式	(削 除)
(優先株主に対する剰余金の配当)	(削 除)
第 1 1 条 当社は第 4 4 条第 1 項に定める剰余金の配当が金銭でなされる場合は、 <u>A 種優先株式を有する株主(以下「A 種優先株主」という。)</u> 又は A 種優先株式の株	

<p><u>式登録質権者（以下「A種優先株式登録質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）又は普通株式の株式登録質権者（以下「普通株式登録質権者」という。）に先立ち、優先株式1株につき年500円を上限として、発行に際して取締役会の決議で定める額の期末配当金（以下「優先配当金」という。）を支払う。ただし、当該事業年度において第44条第2項に定める剰余金の配当及び第45条に定める中間配当金が金銭でなされた場合は優先配当金の額から当該配当金の額を控除した額を支払う。</u></p> <p><u>ある事業年度においてA種優先株主又はA種優先株式登録質権者に対して支払う期末配当金の額がA種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は、翌事業年度以降に累積しない。</u></p> <p><u>A種優先株主又はA種優先株式登録質権者に対しては優先配当金を超えて配当は行なわない。</u></p> <p><u>（優先株主に対する中間配当）</u></p> <p><u>第12条 当社は第45条に定める中間配当を行なうときは、A種優先株主又はA種優先株式登録質権者に対し、普通株主又は普通株式登録質権者に先立ち、A種優先株式1株につき優先配当金の2分の1を上限として、発行に際して取締役会の決議をもって定める額の中間配当金を支払う。</u></p> <p><u>（優先株主に対する残余財産の分配）</u></p> <p><u>第13条 当社の残余財産を分配するときは、A種優先株主又はA種優先株式登録質権者に対し、普通株主又は普通株式登録質権者に先立ち、A種優先株式1株につき100,000円を支払う。</u></p> <p><u>A種優先株主又はA種優先株式登録質権者に対しては前項のほか、残余財産の分配は行なわない。</u></p> <p><u>（優先株式の償還条項）</u></p> <p><u>第14条 当社はいつでもA種優先株式を株主に配当すべき利益をもって当該購入価</u></p>	<p><u>（ 削 除 ）</u></p> <p><u>（ 削 除 ）</u></p> <p><u>（ 削 除 ）</u></p>
---	---

<p>格により買入れることができる。</p> <p><u>前項によるA種優先株式を買入れる場合、他の種類株式を有する株主は、会社法第160条第3項の請求をなし得ず、同株主に関する請求権にかかる同条第2項の招集通知の記載を要しないものとする。</u></p>	
<p><u>(優先株主の議決権)</u></p> <p><u>第15条 A種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p><u>(優先株主に対する新株引受権等)</u></p> <p><u>第16条 当社は、A種優先株式については、株式の分割及び株式の併合は行なわないものとし、A種優先株主には新株引受権又は新株予約権もしくは新株予約権付社債の引受権を与えない。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p><u>(優先株主の取得請求権)</u></p> <p><u>第17条 A種優先株主は発行に際して取締役会の決議で定める転換を請求し得る期間中、当該決議で定める転換の条件でA種優先株式の普通株式の交付を請求することができる。</u></p> <p><u>前項の普通株式数の算出にあたって1株に満たない端数が生じたときは、会社法の規程に従いこれを取り扱う。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p><u>(優先株式の強制転換条項)</u></p> <p><u>第18条 次に掲げる場合、当社は取締役会の決議で定める日にA種優先株式1株を普通株式0.9株と引き換えに取得する。ただし、A種優先株式発行後に普通株式の併合又は分割が行なわれた場合、その割合に応じて普通株式の割当株式数を調整する。</u></p> <p>(1) <u>取得請求権を行使し得るべき期間中に取得請求がなかった場合</u></p> <p>(2) <u>普通株式が株式会社東京証券取引所、株式会社大阪証券取引所又は株式会社名古屋証券取引所並びに株式会社ジャスダック証券取引所に上場されることが決定した場合</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p><u>前項において普通株式数の算出にあたって1株に満たない端数が生じたときは、会社法の規定に従いこれを取り扱う。</u></p>	

<p>第 3 章 株 主 総 会</p> <p>第 19 条 } 第 20 条 } 第 21 条 } (条文省略) 第 22 条 } 第 23 条 } 第 24 条 } 第 25 条 }</p> <p>(種類株主総会)</p> <p>第 26 条 第 19 条、第 23 条及び第 24 条の 規定は種類株主総会にこれを準用する。</p> <p>第 8 条の規定は定時株主総会と同日に 開催される種類株主総会にこれを準用す る。</p> <p>第 4 章 取締役及び取締役会</p> <p>第 27 条 } 第 28 条 } 第 29 条 } (条文省略) 第 30 条 } 第 31 条 } 第 32 条 } 第 33 条 } 第 34 条 } 第 35 条 } 第 36 条 } 第 37 条 } 第 38 条 }</p> <p>第 5 章 監 査 役</p> <p>第 39 条 } 第 40 条 } (条文省略) 第 41 条 } 第 42 条 }</p> <p>第 6 章 計 算</p> <p>第 43 条 } 第 44 条 } (条文省略)</p>	<p>第 3 章 株 主 総 会</p> <p>第 11 条 } 第 12 条 } 第 13 条 } (現行どおり) 第 14 条 } 第 15 条 } 第 16 条 } 第 17 条 }</p> <p>(削 除)</p> <p>第 4 章 取締役及び取締役会</p> <p>第 18 条 } 第 19 条 } 第 20 条 } (現行どおり) 第 21 条 } 第 22 条 } 第 23 条 } 第 24 条 } 第 25 条 } 第 26 条 } 第 27 条 } 第 28 条 } 第 29 条 }</p> <p>第 5 章 監 査 役</p> <p>第 30 条 } 第 31 条 } (現行どおり) 第 32 条 } 第 33 条 }</p> <p>第 6 章 計 算</p> <p>第 34 条 } 第 35 条 } (現行どおり)</p>
---	--

<p>第 45 条 } (条文省略) 第 46 条 }</p> <p>第 7 章 情 報 開 示</p> <p>第 47 条 (条文省略)</p> <p>附 則</p> <p>第 1 条 本定款の変更は、平成 21 年 7 月 1 日に効力を発生する。</p> <p>第 2 条 前条及び本条は、附則第 1 条の効力発生日をもって削除する。</p> <p>平成 21 年 6 月 16 日 この定款は原本に相違ありません。</p> <p>静岡県浜松市西区村櫛町 4 6 0 1 OMソーラー株式会社 代表取締役 飯田祥久</p>	<p>第 36 条 } (現行どおり) 第 37 条 }</p> <p>第 7 章 情 報 開 示</p> <p>第 38 条 (現行どおり)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>平成 25 年 6 月 15 日 この定款は原本に相違ありません。</p> <p>静岡県浜松市西区村櫛町 4 6 0 1 OMソーラー株式会社 代表取締役 飯田祥久</p>
--	--

以 上